

判例研究

〔商法四七九〕 組織的な詐欺的商法を行った会社における名目的監査役 の対第三者責任

東京地裁平成一七年二月二十九日判決
平成一四年(ワ)二〇七八号・二五〇六七号損害賠償請求事件、請
求認容(控訴)
判例タイムズ二〇九号二七四頁

〔判示事項〕

組織的な詐欺的商法を行った会社における名目的監査役
の対第三者責任が肯定された事例。

〔参照条文〕

旧商法二八〇条一項、二六六条ノ三第一項(現行会社法
四二九条一項)

〔事実〕

一 Xらは、CをオーナーとするAグループの会員と呼ば
れ、Aグループに金員を拠出してきた者である。
二 Yは、平成一〇年二月一五日から平成一四年四月ま

での間、Aグループの一員であるA株式会社(資本額五億
三〇〇〇万円)の監査役の地位にあった者である。なお、
YはB会社に勤務していたが、平成一〇年一月ごろ、B
会社の取締役でありA会社の代表取締役を務めていたDの
要請を受け、B会社に勤めつつ、二月一五日にA会社の
監査役に就任したものであり、また、B会社はエントリ
ガイドなど後述の詐欺行為に不可欠の要素であるAグル
ープの印刷物の印刷を一手に引き受けていた。

三 A会社およびその関連会社は、平成八年ごろからCが
首謀者となって、自宅にいながら安定した収入が得られる

旨の会員募集をし、応募してきた会員に対して、商品の宣伝広告費として金員を出捐すれば商品の通信販売事業の売上の三〇パーセントを配当する旨を約するなど、到底返済の見込みがないにもかかわらず高利の収入が得られると装い、多額の金員を集めるといふ組織的詐欺行為を行った。

四 平成一四年三月、Aグループについて、出資法違反の容疑で強制捜査が行われ、同年九月一〇日には、Cら七名が詐欺容疑で逮捕された。また、Aを含むグループ各社について、一部会員らによつて破産の申立てがなされ、同年四月五日、各会社に対する破産宣告がされたため、配当はもちろん出捐した金員の返還を受けることもできなくなった。

五 そこでXらは、A会社の会員募集、出捐受入れ、配当等の取引行為は破綻必至の詐欺的商法であるとしたうえ、Yに対し、Yも右組織的詐欺行為に加担した不法行為責任または、A会社の組織的詐欺行為を認識しながら、悪意または過失により組織的詐欺行為を阻止すべき職務を懈怠したとして、監査役の第三者責任（旧商法二八〇条一項、二六六条の三第一項）を理由として、Aへの金員拠出額から受取額を差し引いた額に弁護士費用一〇パーセントを加えた額の損害賠償を請求した。

〔判旨〕

請求認容

不法行為責任については、YがCらの詐欺行為に加担したと認めることはできないとした。

監査役としての第三者責任については、第一に、名目的監査役にすぎない点については、

「例えば、監査役としての在任期間が短く、あるいは病氣療養等の理由で法令が求める職務行為を到底期待することができないために、悪意又は重大なる過失がない、あるいは損害との因果関係がないとして、その責任（商法二八〇条一項、二六六条の三第一項）が否定される場合があることはともかく、かかる事情のない限り、名目的監査役であるからといって、当然に商法上の監査役の第三者責任を免れるものではない。」

第二に、職務懈怠の有無と過失の有無については、

「A会社は通信販売における宣伝広告費として会員から金員の出捐を受けているのであるから、その会員に約束した配当金の支払をするために、通信販売業務を通じて配当金に見合うだけの利益を出さなければならなかった。しかし、実際には、関連会社を通じての通信販売はほとんど行われていなかったのであるから、A会社の会員向けの説明とは

かけ離れた実態であった。そうすると、A会社の監査役であるYとしては、同社の取締役の職務執行の監査を通じて、同事業の最終的営業利益率がA会社において必要とする水準を維持しているかどうかを調査し、A会社の実態ひいてはAグループの詐欺商法を早期に覚知した上、取締役会での意見を述べ、又は取締役会に報告し、若しくは取締役会の招集を請求するなどして、かかる違法行為を是正させ、詐欺被害の発生を防止するべき義務があったといふべきである。」しかるに、Yは、……A会社においてジー・システムと称した営業活動が行われていた比較的初期の段階からAグループが破綻するまでの約三年四か月の間、同グループによる組織的詐欺の中核となったA会社の監査役的地位にあり、その間月額一〇万円の役員報酬を受けていたにもかかわらず……取締役の職務の執行について何らの監査も行わなかったものと認められるから、Yには重大な過失があったといわざるを得ない。なお、Yには、法令が求める職務行為を到底期待することができないといった事情は見当たらないから、……仮にYが名目的監査役であったとしても、その責任を免れることはできない。」

第三に、職務懈怠と損害との因果関係の有無については、「XらによるA会社への金員の支払の一部は、Yが同社の

監査役に就任する前にされている。しかしながら、Yの負うA会社の監査役としての責任は、A会社がAグループの詐欺商法の中で中核的な役割を果たしていたことにかんがみれば、決して小さいものではなく、その詐欺商法の延命と被害の拡大をもたらした点で重大である。そして、本件のような組織的詐欺商法にあつては、会員から出資を受けることによつて詐欺行為が完了するのではなく、その返還を免れるため幾多の手練手管が用いられるのであるから、一連の詐欺行為の途中から監査役になった者であるとしても、一連の詐欺被害全体に対して損害賠償責任を負うと解するのが相当である。したがつて、Yの職務懈怠とXらの損害との間には、その資金提供の時期を問わず因果関係があるものと認められる。」と判示し、Xらの請求を認容した。

〔研究〕

おおむね判決に賛成であるが、一部疑問がある。

一 本件は、組織的な詐欺的商法を行った会社における名目的監査役の対第三者責任について肯定した下級審裁判例である。本件においては、当事者により不法行為責任の成否も争われているが、この点については本研究の対象外と

する。

監査役の職務権限の内容については、周知のように、昭和二五年商法改正により取締役会制度が導入され、取締役会による業務監査権限の行使を前提に監査役の権限が会計監査に限定された後、昭和四九年商法改正によって小会社を除き監査役の業務監査権限が復活したという経緯がある。その結果として、現行会社法における取締役会構成メンバーとしての各取締役と監査役については、その監査の対象が取締役の職務の適法性にとどまるのかあるいは妥当性に加えて及ぶのかという議論があるものの、少なくとも業務監査がその権限に含まれるという点では共通性が認められる。

また、取締役の対第三者責任については、取締役の員数をそろえる必要から、あるいは会社の信用を高めるために、名目だけでよいから取締役に任ぜたいと頼まれ、それを承諾した者（名目的取締役）が違法行為に積極的に関与しなくても、他の取締役の違法行為を防止し得なかったことにつき、監視・監督義務違反を理由に会社法四二九条一項（旧商法二六六条の三）の責任を問われることが多い。ところが、同じような名目的監査役について監視・監督義務違反を理由に対第三者責任を追及された事例は、取締役に對するそれと比べると非常に数が少ない。本件は、名

目的監査役の対第三者責任が追及された希少な裁判例という点において、一定の先例的意義を有するものと考えられる。

二 前述のような現状に鑑みると、先例の少ない名目的監査役に関する事案である本件について分析するにあたっては、多くの先例をもつ名目的取締役の対第三者責任追及事例を概観しておくことが、さしあたって必要な作業となる。

まず、いわゆる「名目的取締役」とひとくちにいつても、従来の裁判所の立場からは、責任を追及される取締役が「名目的代表取締役」であるのか、あるいは「単なる名目的取締役」であるのかによって責任の負いようは異なると考えられているようである。すなわち、一方で、名目的代表取締役については、代表取締役でありながら業務一切を任せきりにすること自体が任務懈怠だとして、違法行為を看過した責任を負うのが原則とされている（最大判昭和四四年一月二六日）。他方で、代表取締役ではない名目的取締役に對しては、「会社の内部的事情ないし経緯によつていわゆる社外重役として名目的に就任した取締役に對しても同様である」として監視・監督義務違反にもとづく対第三者責任を認める最高裁判例が存するものの（最判昭和

五五年三月一八日)、下級審裁判例には、名目的取締役に悪意・重過失による任務懈怠がない(①水戸地判昭和五一年一〇月二七日・②仙台高判昭和六三年五月二六日・③東京地判平成三年二月二七日・④東京地判平成四年一月二七日)、任務懈怠と第三者の損害との間に相当因果関係がない(⑤大阪地判昭和五九年八月一七日・⑥東京地判平成六年七月二五日・⑦東京地判平成八年六月一九日)、あるいは悪意・重過失と相当因果関係がともにない(⑧大阪高判昭和五四年三月一三日・⑨東京地判平成二年一月三一日)などとして、責任を否定するものが数多く存する。これに対して、本裁判例と同様に、名目的取締役の責任を肯定する下級審裁判例(⑩東京地判平成一年三月二六日)も存する。

これらの責任を否定する下級審裁判例は、たとえば、〔1〕名目的取締役が無報酬・無出資であったこと(前掲③④⑤⑥⑦⑧⑨)、〔2〕名目的取締役が会社にとんだ出版社していないこと(取締役会が開催されていない、あるいは開催されても招集を受けていないことも含む：前掲②③⑤⑥⑨)、〔3〕当該会社がワンマン経営の会社であって、名目的取締役には経営者に対する影響力がないなど、阻止の可能性がなかったこと(前掲①②③④⑤⑥⑦⑧)、〔4〕

名目的取締役が専門的知識・特別の才覚を有していないこと(前掲④⑥⑦⑧)、〔5〕名目的取締役の在任期間が短いこと(前掲⑥)などを認定することで、悪意・重過失や相当因果関係の存在を否定する。これに対して、名目的取締役の対第三者責任を肯定した最判昭和五五年三月一八日は、前掲〔2〕については責任を否定する理由にならないとし、〔1〕については出資があったことを認定し、出資があったという事実と就任した事情・経緯に鑑みて〔3〕については影響力があったものと認定し、責任を肯定している。また、前掲⑩東京地判平成一年三月二六日は、「職責を尽くすことが困難であると思料するのならば、就任を拒絶し、あるいは退任すべき」として〔1〕〔2〕〔3〕については責任を否定する理由にはならないとしている〔4〕〔5〕については言及なし)。

三 これらのうち、本件と比較検討をするうえでとくに注目に値するのは、「ゴルフ場の適正会員数を超過したゴルフ会員権の販売」という詐欺的事例であった前掲⑩において、名目的取締役の任務懈怠行為が「放漫経営」の監視・監督義務違反ではなく、「犯罪的行為の範疇に属する性質のもの」の監視・監督義務違反であったことが強調され、そのような場合には「取締役に期待される監視義務は、一

層高度になるというべき」と判示され、名目的取締役の責任が肯定されていることである。過去の下級審裁判例を概観してみると、同様の犯罪的詐欺行為事例である前掲⑥（モーゲージ証書の販売についての詐欺的商法事例）、および前掲⑨（パラジウムの先物取引等についての詐欺的勧誘事例）においては、とくに詐欺的行為であることについての言及がなされることなく、前述のように従来どおりの「1」ないし「5」の判断枠組みのみで判示され、名目的取締役の責任が否定されている。しかしながら、「犯罪的行為」の社会的影響の大きさ・被害者の多さに鑑みれば、「放漫経営」の放置の場合よりも取締役や監査役の監視・監督義務に大きく期待が集まるのはもともとであり、前掲⑩の結論自体は支持しうるであろう。

ただし、看過されてしまった違法行為が「放漫経営」であったのか「犯罪的行為」であったのかは、結局のところ名目的取締役または監査役が監視・監督義務を遂行してはじめて事後的に判明する事柄であって、事前に名目的取締役または監査役に期待される監視・監督義務の程度を左右すべきではない。すなわち、ある名目的取締役が一定のレベルの監視・監督義務を遂行していたにもかかわらず、事後に「犯罪的行為」であったことが判明したためそのレベ

ルの監視・監督義務の遂行では不十分であった、と判断されるおそれがあるというのならば、結局のところ最初から高度なレベルで監視・監督義務を遂行しなければならぬということになるわけであるから、これは名目的取締役にとって酷である。したがって、「犯罪的行為」の場合には「期待される監視・監督義務の程度が一層高度になる」というよりは、「犯罪的行為」の場合には違法行為に気づきやすいはずであるから「放漫経営」の監視・監督義務違反よりも「犯罪的行為」の監視・監督義務違反について「広く重過失の存在を認める」との理論構成がより適切なものと考えられる。

四 この点、前掲⑩と同じく出資法違反の犯罪的詐欺行為事例である本件事案について、裁判所は名目的監査役の監視・監督義務違反を肯定している。本件では、監査役Yについて「月額一〇万円の役員報酬を受けていた」ことを指摘して前掲「1」を否定し、「約三年四か月の間……監査役の地位にあ」つたとして前掲「5」を否定することで重過失を認定しており、さらに「法令が求める職務行為を到底期待することができないといった事情は見当たらない」と言及していることから、従来の下級審裁判例を通じて積み上げられてきた判断基準（「1」ないし「5」）にもとづ

いて判示している。また、前掲⑩のように「期待される監視義務が一層高度になる」との説示はないものの、本件が「犯罪的行為」についての監視・監督義務違反事例であって、その点を指摘したうえで広く重過失の存在を認めていることは前述のとおり支持されるべきである。まして、本件においては、Yの勤務するB会社はエントリーガイドなる詐欺行為に不可欠の要素であるAグループの印刷物の印刷を一手に引き受けていたというのであるから、Yに対して詐欺的行為の看過についての重過失の存在が認定されるのは当然であつたといえる。

五 つぎに、本研究では、業務執行についての監督機関である取締役会構成員としての各取締役と監査役については、その監査権限の対象に業務監査が含まれるという点で共通性が認められること、また、名目的監査役の対第三者責任追及事例が少ないことから、多くの先例をもつ名目的取締役の対第三者責任追及事例と比較対照しつつ検討を加えてきたが、果たして監査役の監視・監督義務違反による対第三者責任と取締役の監視・監督義務違反によるそれを、まったくパラレルに考えてよいのかという点について、検討しておく必要がある。なぜなら、監査役による監視・監督が妥当性監査にまで及ぶとの立場によるならば、まった

くパラレルに考えることも可能であるが、適法性監査にとどまり妥当性監査に及ばないとの立場によるならば、たとえば倒産危機時における手形振出の適否のような妥当性監査については名目的監査役に責任を問い得ない可能性もあるからである。

この点について下級審裁判例を概観すると、名目的取締役の責任が追及されるとともに名目的監査役の責任が追及されている事案である前掲裁判例⑨および⑥で、とくに監査役であることを強調することなく他の名目的取締役と同様の判断枠組みによって判断され、いずれも責任が否定されている。もともと、前掲⑨、⑥、そして本件事案はいずれも「犯罪的行為」についての監視・監督義務が問われた事案であって、いわゆる妥当性監査ではなく適法性監査の範疇に属するものであるから、いずれの立場によっても、名目的取締役の場合とパラレルに考えてとくに問題がなかったものといえよう。したがって、本判決（および前掲⑨・⑥）の射程ははまだ「犯罪的行為」についての監視・監督義務にとどまっているものであって、「放漫経営」についての監視・監督義務についてまで及んでいるものと考えざるべきではない。

六 さらに、相当因果関係がYの監査役就任前の出資に基

づく損害についても認められた点について検討しておく必要がある。なぜなら、通常の監視・監督義務違反にもづく対第三者責任の相当因果関係とは、まず違法行為または放漫経営があり、つぎにそれを取締役または監査役が任務懈怠のため看過した結果、第三者に損害が発生するというものであるが、本件の場合には、監査役就任前になされた出資については違法行為の看過そのものを観念できないから、本来的には就任前の出資にもづく損害について相当因果関係を認めることができないはずだからである。しかしながら、本件では「会員から出資を受けることによつて詐欺行為が完了するのではな」として、就任前に違法行為は完了しておらず、返還を免れるためになされた一連の詐欺的行為をあわせて「詐欺行為」と認定している。これは、裁判所がいうように「詐欺商法の延命と被害の拡大をもたらした点で」Yの責任が重大であることから、このような理論構成で責任を負わせたものであると考えられる。

たしかに、本件の詐欺的行為は、会員募集、出捐受入れ、配当といった一連の行為から成り立っており、Yは就任後に詐欺的行為を発見し詐欺被害を防止するべきであったにもかかわらずそれをしなかった結果、Xに損害が発生しているのであるから、Yの監視・監督義務違反とXの損害と

の間には相当因果関係があるものと考えられる。しかし、仮にYが監視・監督義務を遂行していたとしても、就任前の会員募集、出捐受入れを防ぐことは不可能であったことからすれば、すでにYの就任前に会員募集がなされ、出捐が受け入れられている部分についてまでYにすべての損害を負わせるのは酷である。そこで、少なくとも損害額の算定に当たってYの就任前に会員募集、出捐受入れがなされた点について考慮されるべきであったと考えられ、原告側の賠償請求額全額が認められた本判決には疑問が残る。

七 最後に、名目的取締役の責任を否定する下級審裁判例が数多く存在した背景には、小規模な会社三名以上の取締役を要求することは現実的ではない、という認識があったとも考えられるが、取締役の最低員数についての規定がなくなり、さらに新しい会社法により柔軟な機関設計が可能になった後もそのような態度が維持されるかが注目されることを指摘しておきたい。すなわち、今後の裁判所の態度として、最低員数の撤廃と機関設計の柔軟化という法制度の整備を受けて、名目的取締役・名目的監査役といえども、監視・監督義務違反については厳しく問うという方向に行くのか、あるいは、最低員数の撤廃と機関設計の柔軟化後も、中小会社の多くは取締役の員数についての定款規

定をいまだ変更していないという現状に鑑みて、従来どおりの態度を維持していくのが注目されるところである。

横尾 亘